

年金受給資格期間が短縮されます

老齢年金を受け取るためには、資格期間が25年以上必要でしたが、制度改正により平成29年8月1日からは、資格期間が10年以上あれば老齢年金を受け取ることができるようになりました。

資格期間とは、国民年金の保険料を納めた期間や免除された期間、サラリーマンの期間などを合計したものです。

資格期間が10年以上あり、受給年齢に達している方へは、日本年金機構から年金請求書が送付されます。

また、60歳から保険料を納めることや、過去5年以内に納め忘れた保険料をさかのぼって納めることで、年金を受け取れるようになったり年金額を増やすことも出来ます。

ご不明な点や年金事務所への相談予約は、「ねんきんダイヤル」へおかけください。

ねんきんダイヤル 0570-05-1165

050で始まる電話でおかけになる場合は、03-6700-1165

これまで

必要な期間25年



資格期間15年の人



受けとれない。

平成29年8月1日から

必要な期間10年に短縮！



資格期間15年の人



受けとれるようになった！



消防署

住宅用火災警報器の交換の目安は10年

住宅用火災警報器の交換の目安は10年とされていますが、皆さんの自宅に設置されているものは、何年前に購入し設置しているか覚えていますか。住宅用火災警報器は自宅で火災が発生したとき、メッセージや警報音でいち早く知らせてくれるものです。しかし正常に作動しなければまったく意味がありません。古い物を使用し続けていると、電子部品の寿命や電池切れなどで正常に作動せず、いざという時に火災の発見が遅れて大切な家族の命や財産を失う可能性があります。

住宅用火災警報器は、平成18年6月1日に新築住宅の設置が義務化されました。そろそろ交換時期というお宅もあるのではないのでしょうか。まずは作動確認を実施してみてください。住宅用火災警報器には作動確認用のボタンやヒモがついています。もし正常であれば、メッセージや音で正常であることを知らせてくれます。メッセージや音が流れない場合は電池切れか故障が考えられます。仮に故障していれば、すぐに交換が必要となってきます。

本体には製造年月日が記載されていますが文字が小さいうえに、本体の内側に記載されていることもあり、すぐに確認ができません。新しい住宅用火災警報器を設置する時には、本体の見やすいところに油性ペンで設置年月を記入しましょう。そうすることにより家族全員でいつでも確認ができます。

火災は決して他人事ではなく、いつどこで発生するか分かりません。大切な家族の命や財産を守るためにも、住宅用火災警報器を設置して維持管理にも注意しましょう。

